社会福祉法人柊会定款

第１章　　総　　則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行なう。

（１）第１種社会福祉事業

（イ）特別養護老人ホーム華旺寿の設置経営

（２）第２種社会福祉事業

（イ）老人デイサービス事業（華旺寿）の設置経営

（ロ）老人在宅介護支援センター（華旺寿）の設置経営

（ハ）老人短期入所事業

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人柊会という。

（経営の原則）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の高齢者(独居、生活困窮等)を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事業所の所在地）

第４条　この法人の事務所を三重県亀山市関町坂下字大廣２５２番地に置く。

第２章　　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員は、７名を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事1名　法人事務職員1名　外部委員1名の合計3名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が必ず出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

　（評議員の資格）

第７条　社会福祉法第４０条第４項及び第５項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第２５条の１７第６項第１号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の任期）

第８条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第９条　評議員に対して、評議員会において別に定める報酬等の基準(社会福祉法人柊会評議員及び役員報酬規程)に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第３章　　評議員会

(構成)

第１０条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第１１条　評議員会は、次の事項について決議する。

1. 理事及び監事の選任又は解任
2. 理事及び監事の報酬等の額
3. 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
4. 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)の承認
5. 定款の変更
6. 残余財産の処分
7. 基本財産の処分
8. 社会福祉充実計画の承認
9. その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第１２条　評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第１３条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第１４条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

1. 監事の解任
2. 定款の変更
3. その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでのものを選任することとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたきは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第１５条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した評議員は、前項の議事録に記名押印する。

第４章　役員及び職員

(役員の定数)

第１６条　この法人には、次の役員を置く。

1. 理事　　6名
2. 監事　　2名

2　理事のうち1名を理事長とする。

3　理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第１７条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

　　（役員の資格）

第１８条　社会福祉法第４４条第６項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

２　社会福祉法第４４条第７項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互にその親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第１９条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところより、この法人の業務を分担執行する。

３　理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第２０条　監事は理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

２　監事は、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

３　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産状況の調査をすることができる。

４　監事は、前項に定めるほか、必要があると認めたときは、理事会に出席して意見を

述べるものとする。

(役員の任期)

第２１条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなる時は、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員の解任)

第２２条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

1. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
2. 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員の報酬等)

第２３条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準（社会福祉法人柊会評議員及び役員報酬規程）に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第２４条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長、他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章　理事会

(構成)

第２５条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第２６条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常業務として理事会が別に定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

1. この法人の業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第２７条　理事会は、理事長がこれを招集する。

　２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

３　理事長は、理事総数の３分の１以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を

示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から１週間以内に

これを招集しなければならない。

(決議)

第２８条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数を持って行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第２９条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事長の職務の代理)

第6章　　資産及び会計

(資産の区分)

第３０条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

２　基本財産は、次の各号にあげる財産をもって構成する。

（１）現金　１，０００，０００円

（２）土地　三重県亀山市関町坂下字大廣248番2　373.63㎡

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　249番2　883.81㎡

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　251番 476.03㎡

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　252番　　466.11㎡

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　253番1　627.82㎡

256番1 940.97㎡

257番1　342.37㎡

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　260番1　1843.54㎡

（３）建物　三重県亀山市関町坂下字大廣248番地2 249番地2　251番地

252番地　253番地1　256番地1　257番地1　260番地1

所在の特別養護老人ホーム

鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺２階建

　　　　　　　　　１階　５９８．２９㎡　　２階　２０５９．９６㎡

　　　　　　　倉庫・機械室・会議室・更衣室

　　　　　　　　　鉄骨造スレート葺２階建

　　　　　　　　　１階　１９８．７２㎡　　２階　１２７．４４㎡

　　　　　　　倉庫　コンクリートブロック造陸屋根平家建　　９．７５㎡

３　その他財産は、基本財産、公益事業財産以外の財産とする。

４　公益事業財産は、第３８条に掲げる公益を目的とする事業用に供する財産とする。

５　基本財産に指定されて寄付された金品は、すみやかに第２項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第３１条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、亀山市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には亀山市長の承認は必要としない。

（１)　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（２)　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第３２条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第３３条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第３４条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

　（１）事業報告

　（２）事業報告の附属明細書

　（３）貸借対照表

　（４）収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

　（５）貸借対照表及び収支計算書の附属明細書

　（６）財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

　（１）監査報告

（２）理事及び監事ならびに評議員の名簿

（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第３５条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第３６条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第３７条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第7章　公益を目的とする事業

(種別)

第３８条　この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（Ⅰ）　居宅介護支援事業

（Ⅱ）　在宅生活支援事業

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第３９条　前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益を目的とする事業に充てるものとする。

第8章　　解散

(解散)

第４０条　この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第４１条　解散（合併又は破産による場合を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章　　定款の変更

(定款の変更)

第４２条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、亀山市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款を変更したときは、遅滞なくその旨を亀山市長に届け出なければならない。

第10章　　公告の方法その他

(公告の方法)

第４３条　この法人の公告は、社会福祉法人柊会の掲示板に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第４４条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　　則

　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なくこの定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

　　　　　　　　　　　理事長　中田　杉太

　　　　　　　　　　　理　事　服部　尚史

　　　　　　　　　　　　　　　梅原　茂康

　　　　　　　　　　　　　　　鵜崎　　博

　　　　　　　　　　　　　　　中田　論理

　　　　　　　　　　　　　　　大田　衛良

　　　　　　　　　　　　　　　中田　正子

　　　　　　　　　　　　　　　井上　正吾

　　　　　　　　　　　　　　　田島　毓堂

　　　　　　　　　　　　　　　東　　正昭

　　　　　　　　　　　監　事　佐田　　正

　　　　　　　　　　　　　　　岩間　恒雄

附　　則

この定款変更は、平成１１年　５月１４日から施行する。

この定款変更は、平成１２年　８月１０日から施行する。

この定款変更は、平成１５年　８月　７日から施行する。

この定款変更は、平成１７年１２月　６日から施行する。

この定款変更は、平成２０年　６月３０日から施行する。

この定款変更は、平成２５年　４月　１日から施行する。

この定款変更は、平成２８年１０月１７日から施行する。

この定款変更は、亀山市長の認可を受け、平成２９年　４月　１日から施行する。

この定款変更は、亀山市長の認可を受け、平成２９年　10月　26日から施行する。